

1 2 精神保健福祉対策

〔現況及び施策の方向〕

平成 31 年 3 月に策定した「第 4 次広島県障害者プラン」に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見、治療体制の充実」、「社会復帰対策等の充実」を柱に、保健、医療、福祉施策の総合的な取組を行っている。

あわせて、依然深刻な自殺問題に対し、平成 31 年 3 月に見直した「いのち支える広島プラン（広島県第 2 次自殺対策推進計画）見直し版」に基づき、地域自殺対策強化交付金を活用した総合的な自殺対策を展開するほか、外傷性脳損傷、脳血管障害等の後遺症により認知障害等を呈する高次脳機能障害者に対する医療・福祉対策を推進している。

第 1 表 精神疾患を有する者の県内推計値

(単位 人)

血管性及び 詳細不明の 認知症	精神作用物 質使用によ る精神及び 行動の障害	統合失調 症、統合失 調症型障 害及び妄 想性障害	気分〔感情〕 障害(躁うつ 病を含む。)	神経症性障 害、ストレス 関連障害及 び身体表現 性障害	その他の 精神及び 行動の障 害	アルツハイ マー病	てんかん	合 計
5,000	1,000	12,000	29,000	12,000	6,000	16,000	5,000	86,000

(注) 平成 29 年の厚生労働省患者調査による。

第 2 表 精神科病床を有する病院及び精神科を標榜する病院・診療所の状況

(単位 床, 人, %)

区 分	精神科病床を有する病院				その他の病院 ・ 診療所数
	病院数	病床数(床)	入院患者数(人)	病床利用率(%)	
令和 2 年度	28	5,877	5,125	87.2	87
令和元年度	28	5,982	5,158	86.2	89
平成 30 年度	28	6,001	5,165	86.1	82

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 各年度とも 6 月 30 日現在の数である。

(注) 3 その他の病院・診療所とは、精神科を標榜する病院・診療所のうち精神科病床を有さない機関。

第 3 表の 1 精神科病院入院患者の状況 (疾患別)

(単位 人)

区 分	症状性を含 む器質性精 神障害	精神作用物 質による精 神及び行動 の障害	統合失調症, 統合失調症 型障害及び 妄想性障害	気分(感情) 障害	神経症性障 害、ストレス 関連障害及 び身体表現 性障害	てんかん	その他の 精神及び 行動の障 害	合 計
令和 2 年度	1,594	443	2,287	429	67	42	263	5,125
令和元年度	1,571	438	2,383	420	62	39	245	5,158
平成 30 年度	1,417	474	2,447	422	100	57	248	5,165

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 6 月 30 日現在の数である。

第 3 表の 2 精神科病院入院患者の状況 (入院形態別)

(単位 人)

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	そ の 他	合 計
令和 2 年度	46	2,668	2,377	34	5,125
令和元年度	36	2,333	2,760	29	5,158
平成 30 年度	33	2,276	2,851	5	5,165

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 各年度とも 6 月 30 日現在の数である。

〔事業の内容〕

1 医療対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保する。

(1) 医療費公費負担事業（予算額 174,031 千円）

精神保健福祉法第 27 条による診察の実施及び措置入院者の医療費の公費負担等を行う。

（昭和 25 年度創設）

第 4 表 措置診察及び措置入院実施状況

（単位 件, 人）

区 分	診 察 件 数	入 院 者 数
令和 2 年度	145	127
令和元年度	116	95
平成 30 年度	131	112

（注）1 広島市を除く。（広島市内の精神科病院に入院中の者を含む。）

（注）2 入院者数は各年度中に新規入院となった数である。

(2) 入院者処遇向上対策事業（予算額 13,440 千円）

精神医療審査会において、精神科病院入院者病状報告等を審査するほか、退院及び処遇改善請求の可否を審査することにより、入院患者の処遇向上を図る。（昭和 63 年度創設）

第 5 表 精神医療審査会審査実績

（単位 件）

区 分	医 療 保 護 入 院		措 置 入 院 定 期 報 告	退 院 請 求	処 遇 改 善 請 求
	入 院 届	定 期 報 告			
令和 2 年度	2,412	1,739	67	26	0
令和元年度	2,325	1,564	56	17	2
平成 30 年度	2,436	1,603	75	14	1

（注）広島市を除く。

(3) 精神科救急医療システム運営事業（予算額 36,951 千円）

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するため、365 日 24 時間体制で精神科救急医療システムの運営を行い、精神障害者が安心して地域で生活できる基盤を整備する。

（平成 8 年度創設）

第 6 表 精神科救急医療システム運営状況

◇ 精神科救急情報センター

（単位 人）

区 分	相 談	医 療 機 関 等 紹 介	医 療 相 談	救 急 連 絡	合 計
令和 2 年度	680	418	8	74	1180
令和元年度	1,127	160	0	12	1,299
平成 30 年度	1,112	118	3	11	1,244

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療施設

（単位 件, 人）

区 分	相 談 の み	診 療	合 計		
			診 療 の うち 入 院	合 計	うち搬送件数
令和 2 年度	2,101	753	287	2,854	287
令和元年度	1,634	1,116	324	2,750	324
平成 30 年度	2,280	976	322	3,256	322

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療センター

区 分	入 院 件 数 (人)
令和 2 年度	166
令和元年度	152
平成 30 年度	122

（注）広島市を含む。

2 保健対策

精神障害者の早期治療を促進するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

(1) 精神保健福祉相談指導事業（予算額 2,351 千円）

保健所において、専門医や精神保健福祉相談員による一般精神保健や認知症、うつ病等に関する相談・指導のほか、ひきこもりに対する相談・家庭訪問指導等を実施する。

第7表 保健所における精神保健福祉相談支援事業の実施状況

(単位 人)

区 分	来所相談	訪問指導	電話相談等
令和2年度	198	68	3,319
令和元年度	273	75	2,460
平成30年度	320	74	3,112

(注) 1 相談、訪問指導は実人員である。

(注) 2 電話相談等は、電話及び電子メールによる相談で延人員である。

(注) 3 令和2年度は速報値である。

(2) こころの電話相談事業（予算額 2,500 千円）

一般社団法人広島県精神保健福祉協会に委託して、こころの電話相談事業を実施し、広く県民の心の悩みに対応する。(昭和58年度創設)

- ・電話番号 (082)892-9090
- ・相談時間 月・水・金曜日(ただし、休日、祝日、12月29日～1月3日を除く。) 9:00～16:30(ただし、12:00～13:00を除く。)
- ・医療相談 第2・4金曜日

第8表 電話相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	こころの電話相談			
	本 人	家 族	そ の 他	合 計
令和2年度	1,432	40	4	1,476
令和元年度	1,236	63	2	1,301
平成30年度	1,268	65	5	1,338

(3) ひきこもり地域支援センターの設置（予算額 10,325 千円）

ひきこもりに特化した相談窓口を開設。本人や家族の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報共有を図り、広域的・専門的なひきこもり支援体制を構築する。(平成24年度創設)

第9表 広島ひきこもり相談支援センター相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	電話相談	メール相談	来所相談	その他(訪問等)	合 計
令和2年度	1,731	690	1,956	775	5,152
令和元年度	1,678	1,018	2,125	370	5,191
平成30年度	1,207	1,136	2,065	195	4,603

(4) いのち支える広島プラン推進事業（予算額 61,278 千円）

平成31年3月に見直した「いのち支える広島プラン(広島県第2次自殺対策推進計画)見直し版」に基づき、地域自殺対策強化交付金を活用して、人材育成、相談支援事業や市町の自殺対策への支援などを実施するほか、自殺リスクの高い自殺未遂者への支援を行う。また、自殺対策推進センターによる情報発信及び関係機関連携の強化等により自殺対策の一層の推進を図る。(平成19年度創設)

第10表 自殺者数及び自殺死亡率

区 分	自殺者数（人）	自殺死亡率
令和元年	410	14.8
平成30年	428	15.4
平成29年	451	16.2

(注) 1 自殺死亡率は人口10万対

【出典】厚生労働省人口動態統計

(5) 高次脳機能障害支援体制整備事業（予算額 8,996千円）

県立障害者リハビリテーションセンターに、中核的支援機関として高次脳機能センターを設置するとともに、二次医療圏ごとに指定する地域支援センター等と連携することにより、高次脳機能障害に対する医療からリハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整備する。

（平成18年度創設）

(6) 認知症医療・介護連携強化事業（予算額 35,288千円）

早期に専門的な医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置・運営する。

また、この取組を通じて医療機関が介護関係機関等と連携することにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成22年度創設）

(7) アルコール健康障害対策推進事業（予算額 1,861千円）

平成29年3月に策定した「広島県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、人材育成や相談拠点機関の充実（アルコール健康障害に関する相談件数 令和3年度目標 2,400件）、民間団体等の関係機関と連携した支援体制を整備することで、アルコール健康障害及び密接に関連する重大な社会問題の発生の低減を図る。（平成29年度創設）

(8) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 36,736千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ・ピアサポートの活用に係る事業
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

3 地域福祉対策

精神障害者は日常生活への援助が必要な福祉の対象者であることから、地域生活に必要な諸施策を推進する。

(1) 地域精神保健福祉対策事業（予算額 12,928千円）

税制上の優遇措置、県立施設使用料の減免、一部公共交通機関の運賃割引等が受けられる精神障害者保健福祉手帳の交付（平成7年度創設）、地域における障害者の活動を支える家族会への助成、精神障害に対する県民の理解を深めるための普及啓発を行う。（平成15年度創設）

第 11 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 2 年度	933	11,382	5,963	18,278
令和元年度	1,005	11,249	5,689	17,943
平成 30 年度	1,047	11,125	5,219	17,391

(注) 広島市を除く。

第 12 表 精神障害者保健福祉手帳新規交付数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 2 年度	43	807	824	1,674
令和元年度	81	890	958	1,929
平成 30 年度	83	924	944	1,951

(注) 広島市を除く。

4 技術支援活動

総合精神保健福祉センターでは、保健所や市町など地域における関係機関と連携しながら、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図っている。

(1) 地域支援活動 (予算額 34,191 千円)

精神保健福祉施策の動向を踏まえ、精神保健福祉相談事業のほか、思春期精神保健事業、地域依存症対策事業、自殺対策事業などを実施している。

また、県内の保健所や市町など関係機関を対象とした人材育成や事業の企画運営などの技術指導、調査研究、普及啓発を推進している。

(2) リハビリテーション事業 (予算額 26,397 千円)

対象を特化した 2 コースの精神科デイケア (青年期, リカバリー) と併せて、通所者家族への心理教育として家族教室、通所終了者のアフターケアとして OB 会を行っている。

また、令和 2 年度より少人数グループでの活動や学習を行うデイケア導入プログラム (プティパ) を実施している。自己表現や対人交流の体験を重ね自己肯定感を育み、デイケア青年期コースやリカバリーコースへのスムーズな移行を目指す。

ア 青年期コース (定員 35 人, 週 4 日: 月・火・木・金曜日, 火曜日は短期セミナー実施期間のみ)

精神疾患, ひきこもり及び発達障害等により青年期の発達課題達成に困難のある概ね 15 歳から 30 歳までの人を対象に, 対人関係や社会生活のスキルを伸ばし, 社会参加できることを目標にしたリハビリテーションを行う。

イ リカバリーコース (定員 15 人, 週 4 日: 月・火・木・金曜日, 火曜日は短期セミナー実施期間のみ)

うつ状態や社会不安症等 (統合失調症は除く) で精神科通院治療を受けている概ね 25 歳から 55 歳までの人を対象に, 対人関係や社会生活のスキルを伸ばし, 復職準備, 再就職や自立的生活を目標にしたリハビリテーションを行う。

ウ デイケア導入プログラム (プティパ) (毎週月曜日 13 時 30 分~14 時 30 分)

第 13 表 総合精神保健福祉センター相談指導状況

(単位 回, 人)

区 分		令 和 2 年 度			令 和 元 年 度			平 成 3 0 年 度		
事 業 名		開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数
個別	総 数	484	-	4,591	480	-	5,394	492	-	5,202
	面接相談	242	322	2,427	240	391	3,747	246	383	3,362
	電話相談	242	-	2,164	240	-	1,647	246	-	1,840
集団	総 数	101		507	186	205	949	127	202	760
	思春期精神保健事業	13	25	113	14	29	136	8	20	73
	地域依存症対策事業	92	77	308	139	99	547	87	116	423
	自殺対策事業	5	9	21	6	15	39	6	11	31
	デイケア事業	11	26	72	27	62	227	26	55	233

第 14 表 総合精神保健福祉センター活動状況

(単位 回, 人)

区 分		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		平 成 3 0 年 度	
		実施回数	参延人数	実施回数	参加延人数	参加延人数	参加延人数
センター 部 門	技術指導・技術援助	99	1,500	112	1,765	105	1,285
	教 育 研 修	22	544	28	1,034	33	987
	広 報 普 及	0	0	1	4	0	0
	調 査 研 究	1	11	4	121	18	170
	相 談 指 導	25	108	666	6,343	628	5,678
	組 織 育 成	9	47	4	72	6	504
	各 種 委 員 会 等	21	341	54	1,328	54	1,274
リハビリ 部 門	デ イ ケ ア	110	1,227	136	1,979	146	2,638
	家 族 教 室	8	27	15	77	15	126
	0 B 会	3	45	12	150	13	151
	デイケア導入プログラム	28	32	-	-	-	-